

環境保全型農業直接支払交付金について

令和 7 年 4 月

農林水産省

HPはこちら↓

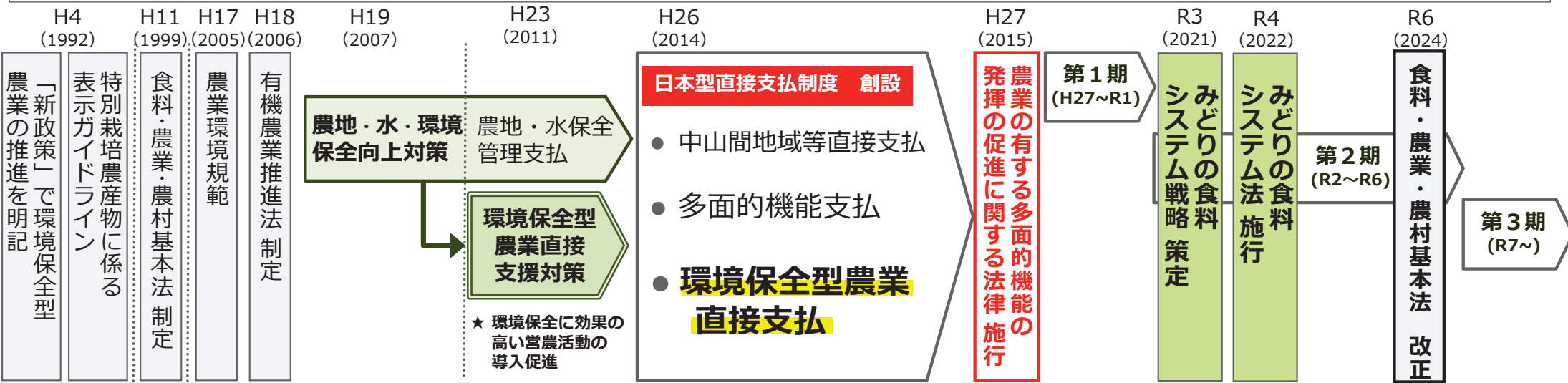


目次

1	環境保全型農業に係る施策の変遷	1
2	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要	2
3	日本型直接支払制度の概要	3
4	環境保全型農業直接支払交付金の制度の概要	4
5	対象となる農業生産活動等	5
6	支援対象農業者の要件、事業要件	6
7	交付ルート	7
8	対象者	8
9	環境保全型農業直接支払交付金の実施状況	9
10	第三者委員会による点検・評価①	10
11	第三者委員会による点検・評価②	11
	(参考) 環境保全型農業直接支払交付金 最終評価結果	12

1 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、**地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援（環境支払）**を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援**を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。**平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施**。実施期間は5年間であり、令和7年度から第3期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、**令和4年度に「みどりの食料システム法」を施行**。
- 令和6年度に「食料・農業・農村基本法」を改正し、「**環境と調和のとれた食料システムの確立**」を基本理念に位置付け。



【食料・農業・農村基本法】 (R6.6)

(環境と調和のとれた食料システムの確立)

第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。

(環境への負荷の低減の促進) (抜粋)

第32条 国は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

【食料・農業・農村基本計画】 (R7.4)

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 (抜粋)

クロスコンプライアンスの取組よりも更に進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換には、生産コストの増加、収量の不安定化、労力の増大、販路確保が困難であること等の課題がある。このため、2027年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすること、支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討する。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要（平成26年6月）

基本理念

1. 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。
2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、**地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきている**とともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該**共同活動の実施による各種の取組の推進**が図られなければならない。（第2条）

計画制度

1. 農林水産大臣による「**基本指針**」の策定（第4条）
2. 都道府県知事による「**基本方針**」の策定（第5条）
3. 市町村による「**促進計画**」の作成（第6条）
4. 農業者団体等による「**事業計画**」の作成・実施（第7条）

対象となる取組

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1. 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 | 【多面的機能支払】 （第3条第3項第1号） |
| イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 | （農地維持支払） |
| ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 | （資源向上支払） |
| 2. 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 | 【中山間地域等直接支払】 （第3条第3項第2号） |
| 3. 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組 | 【環境保全型農業直接支払】 （第3条第3項第3号） |

事業計画に記載された事業の実施に対する措置

国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）

3 日本型直接支払制度の概要

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要。

<制度の全体像>

※ 金額は、R7年度予算額（括弧内は、R6年度予算額）

↑
多面的機能の
高度な発揮

環境保全型農業直接支払
2,804 (2,641) 百万円

生産方式
に着目

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用

多面的機能支払
50,048 (48,589) 百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

- 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



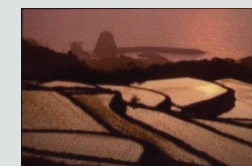
水路の泥上げ

中山間地域等直接支払
28,460 (26,100) 百万円

対象地域
に着目

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・ 農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し 67

↑
多面的機能の
発揮

4 環境保全型農業直接支払交付金の制度の概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。
- 有機農業に新たにに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援を実施。



交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注1)} に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用 ^{注2)}		3,600
緑肥の施用 ^{注2)}		5,000
総合防除 ^{注2)}	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
	そば等雑穀、飼料作物	2,000
炭の投入		5,000

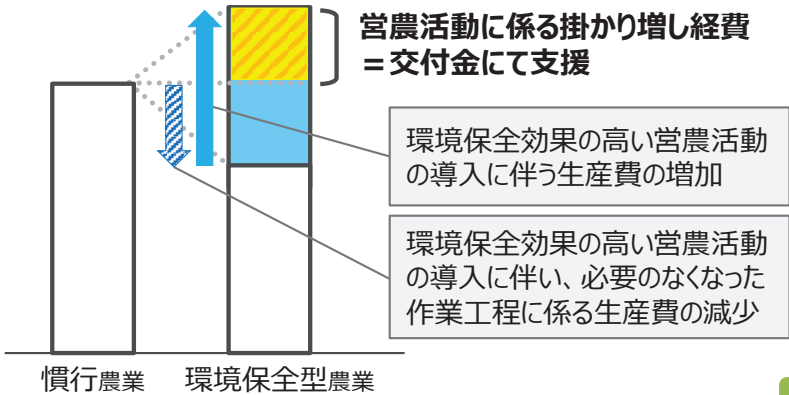
取組拡大加算
有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり 4,000円/10a
地域特認取組
交付単価は、都道府県が設定します。

注 1) 土壌診断を実施するとともに堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施していただきます。

注 2) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施していただきます。

⚠ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

❖ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



5 対象となる農業生産活動等

＜全国共通取組＞

有機農業

国際水準の有機農業を実施する移行期の取組
※ 有機JAS認証の取得は必須ではありません
(そば等雑穀・飼料作物以外は14,000円/10a、
そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a)



堆肥の施用

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組 (3,600円/10a 等)



緑肥の施用 (以下のいずれか) (5,000円/10a)

・カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ (緑肥) を作付けする取組



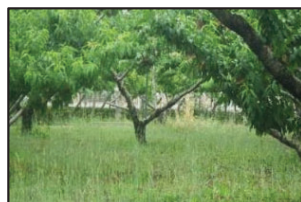
・リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組



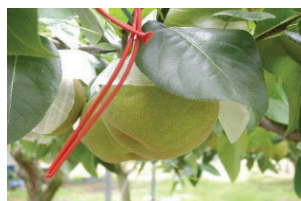
・草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組



総合防除

IPM実践指標の取組を実施するとともに、
畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動
を実施する取組 (4,000円/10a)



★ 有機農業の加算措置について

有機農業における環境保全効果をさらに高めるため、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかに取り組む場合、2,000円/10aが加算されます。

- ※ そば等雑穀・飼料作物以外を主作物とするものに限ります。
- ※ 水稲で堆肥、緑肥の施用に取り組む場合、メタン排出削減対策の実施が必要です。



炭の投入

農地に炭を施用する取組
(5,000円/10a)

メタン排出削減対策

主作物が水稲で堆肥の施用、緑肥の施用、
総合防除に取り組む場合、

- ・長期中干し：14日以上の中干しを実施
- ・前年度の湛水不実施：前年度水張りしていない
- ・秋耕：湛水4か月以上前に耕うんを実施
のいずれか1つ以上を実施する必要があります。

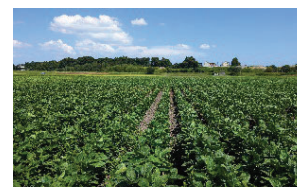


地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、
都道府県が申請を行い、地域を限定して
支援の対象とする取組

(交付単価は都道府県が設定)

- ※ 畦畔の機械除草を実施するとともに、栽培期間中の
化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組



例：畦畔の機械除草及び化学肥料・
化学合成農薬不使用栽培※

取組拡大加算

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着
に向けた、技術指導等の活動

- ※ 指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、
申請年度に有機農業の取組 (そば等雑穀、飼料作物以外
の取組に限る) を実施する必要があります。
(4,000円/10a)



6 支援対象農業者の要件、事業要件

<支援の対象となる農業者の要件>

販売を目的に生産を行っていること



環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について理解し、チェックすること

- ・取組項目：（１）適正な施肥（２）適正な防除（３）エネルギーの節減（４）悪臭及び害虫の発生防止（５）廃棄物の発生抑制（６）生物多様性への悪影響の防止（７）環境関係法令の遵守等
- ・実施状況欄のすべての項目に、チェックすること
※チェックした各取組について証明する書類等を必要に応じて保管
- ・翌年度においても、すべての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること

<事業要件>

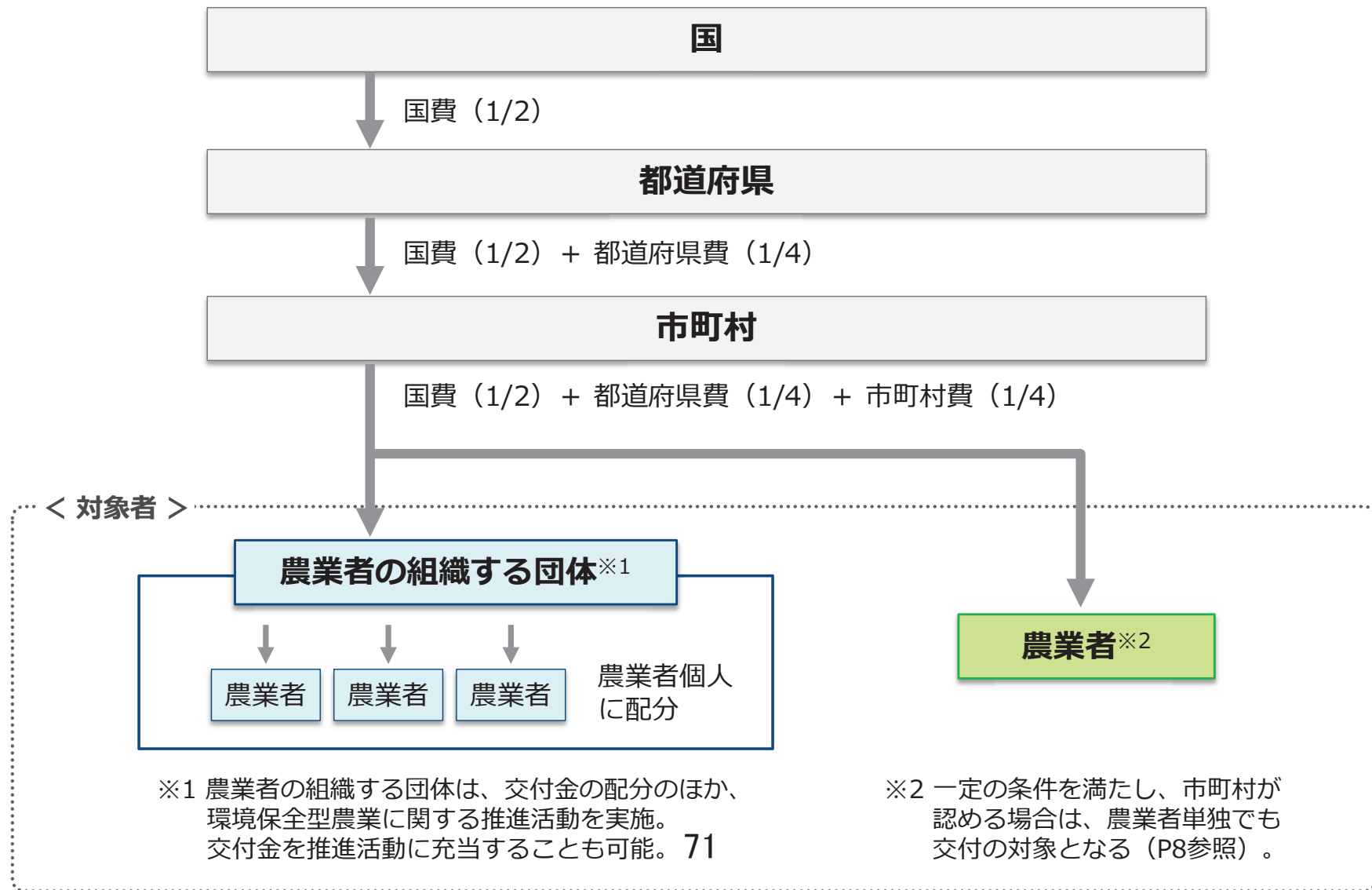


自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（推進活動）を以下の①～⑫の中から１つ以上実施

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査③ 先駆的農業者等による技術指導④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定⑧ 耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施 | <ul style="list-style-type: none">⑨ 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施 |
|---|---|

7 交付ルート

- 環境保全型農業直接支払交付金の交付先は、農業者グループや多面的機能支払の活動組織等の「農業者の組織する団体」を基本とし、交付金はこれらの団体を通じて農業者個人に配分。
- このほか、「集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者」又は、「複数の農業者で構成される法人」に該当するとともに、市町村が特に認める場合には、農業者単独で対象（P8参照）。



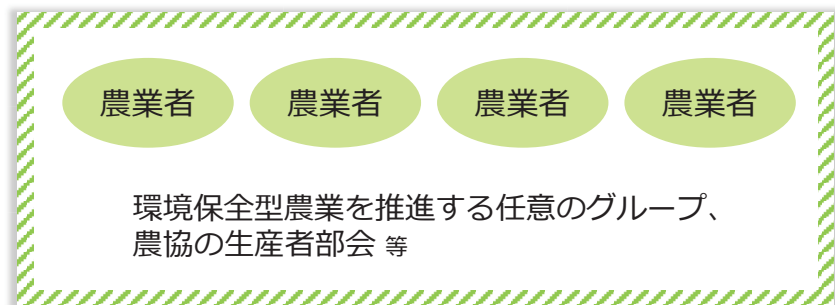
8 対象者

1. 農業者の組織する団体

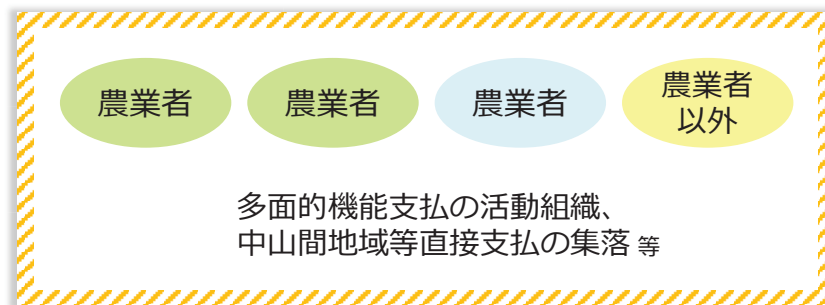
複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者によって構成される任意組織が対象となる。同一の団体の中に、対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要。

農業者の組織する団体の例

【対象活動に取り組む農業者で構成】



【対象活動に取り組む農業者以外の者を含めて構成】



農業者 は、対象活動に取り組む農業者

農業者 は、対象活動に取り組んでいない農業者

2. 一定の条件を満たす農業者

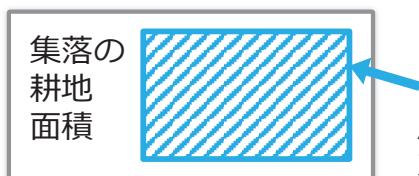
以下の①～②のいずれかに該当する事業者であって、市町村が特に認める場合、対象となる。

①

集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

- 対象活動の取組面積が、**自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上となる農業者**
- 同一市町村内の対象活動の取組面積が、**全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上となる農業者**

※ 土地利用型作物以外については2割以上

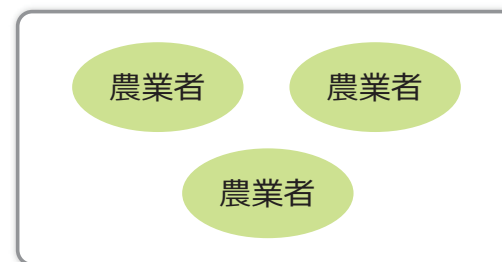


農業者が
対象活動を行う面積

②

複数の農業者で構成される法人

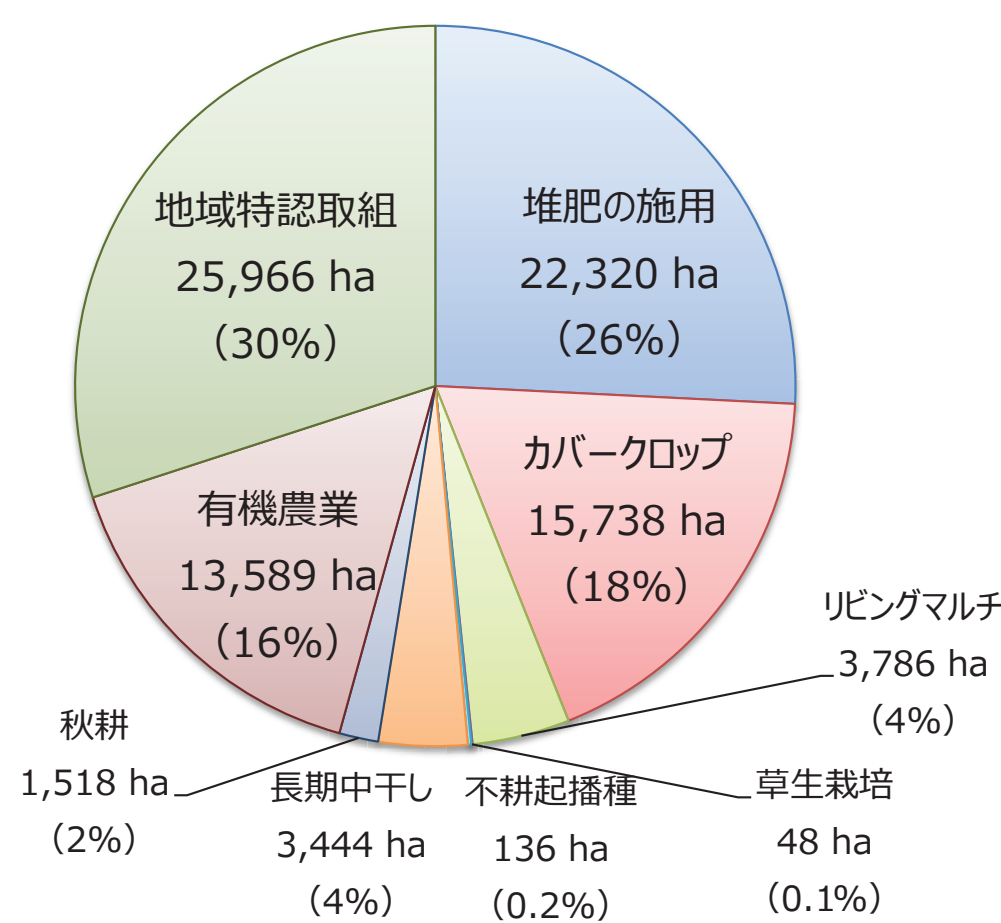
〇〇農事組合法人等、**複数の農業者で構成される法人**（農業協同組合を除く）



9 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

- 令和5年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は約8.7万ha。
- 平成30年度は、複数取組支援の廃止や天候不順等により、取組面積は平成29年度と比較して約9,600ha減少したが、令和元年度以降、実施面積は増加している。

支援対象取組別の実施面積割合※1（令和5年度）



※1 第3期（令和7年度）より、
・カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培は緑肥の施用へ一本化
・地域特認取組のうち総合防除、炭の投入は全国共通取組へ移行
・長期中干し、地域特認取組のうち水管理を伴う取組を多面的機能支払交付金へ移行
・秋耕はメタン排出削減対策としてセット化
・不耕起播種は廃止

実施件数、実施市町村件数、実施面積、交付金額

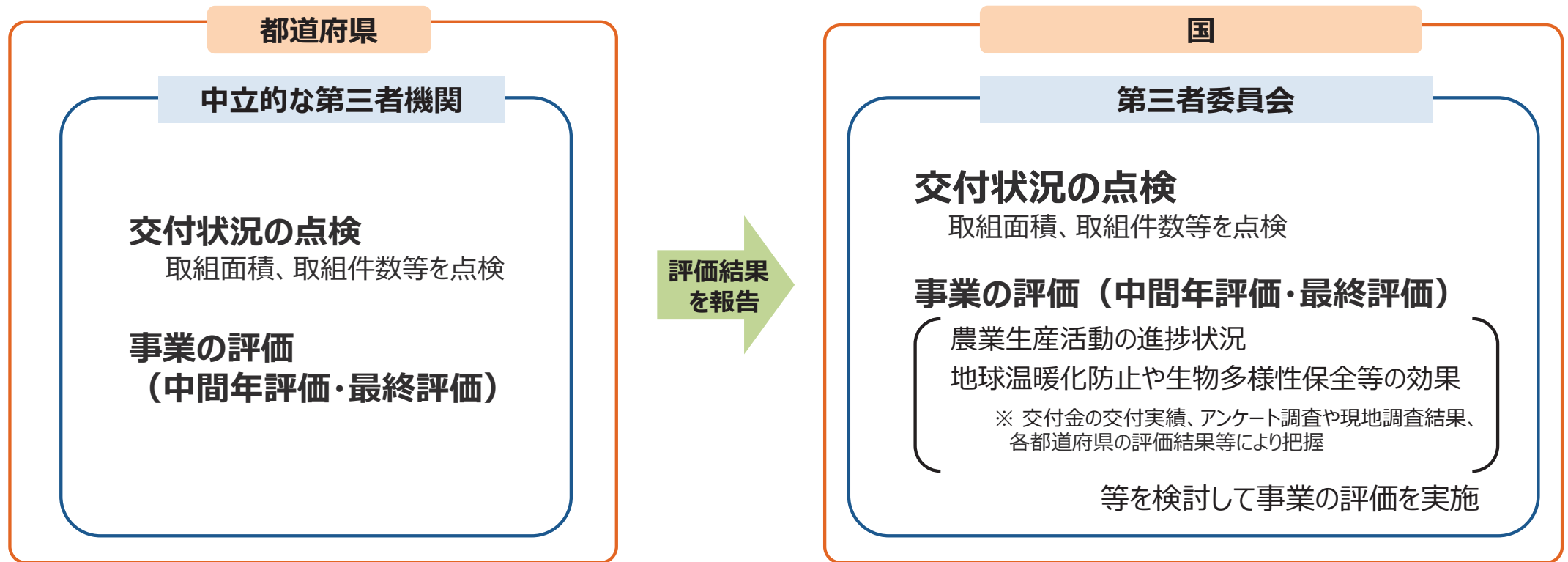
	実施件数	実施市町村数	実施面積 (ha)	交付金額※2 (百万円)
令和5年度	3,245	877	86,545	4,826
令和4年度	3,163	852	82,803	4,605
令和3年度	3,144	846	81,743	4,502
令和2年度	3,155	841	80,789	4,451
令和元年度	3,479	887	79,839	4,543
平成30年度	3,609	885	79,465	4,514
平成29年度	3,822	899	89,082 うち2取組目 6,852 ha	4,587
平成28年度	3,740	888	84,566 うち2取組目 6,539 ha	4,578
平成27年度	4,081	872	74,180 うち2取組目 6,389 ha	4,213

(参考) 前身事業：環境保全型農業直接支援対策				
平成26年度	15,920	931	57,744	3,396
平成25年度	15,240	918	51,114	3,082
平成24年度	12,985	885	41,439	2,996
平成23年度	6,622	773	17,009	1,331

※2 交付金額は、国と地方公共団体が交付した額の合計
（交付割合 国：地方公共団体 = 1：1）

10 第三者委員会による点検・評価①

- 国及び都道府県は、交付等要綱に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置。
- 国は、都道府県における評価結果の報告を受け、第三者委員会において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施。



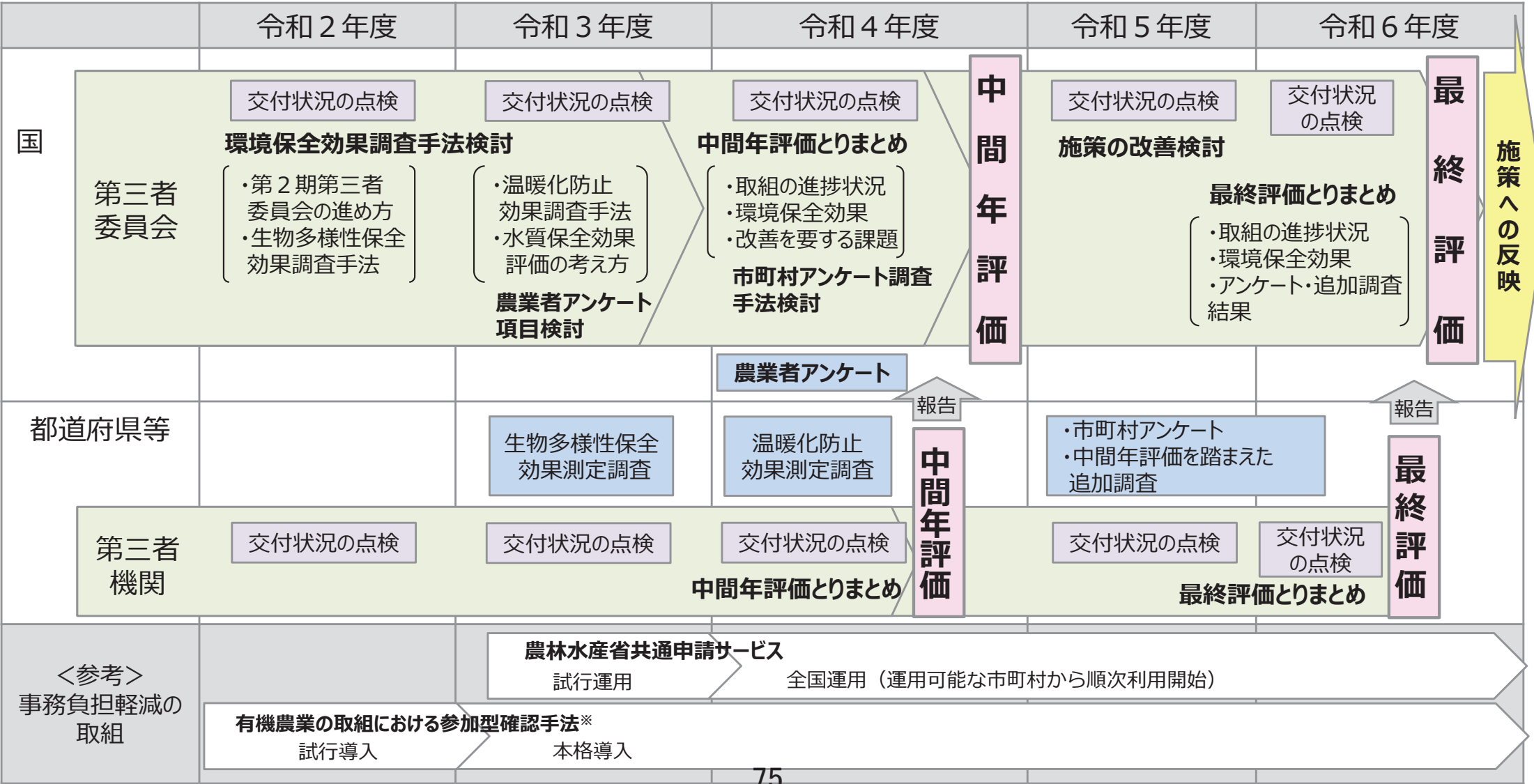
環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（該当部分）

第6 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

11 第三者委員会による点検・評価②（第2期の実績）

- 第2期においては、環境保全型農業直接支払交付金の取組が計画的かつ効果的に推進されるよう、交付状況の点検や効果の評価を行い、制度に反映。
- 都道府県による中間年評価や最終評価を踏まえ、国は令和4年度に中間年評価、令和6年度に最終評価を実施。



※ 令和2年度より有機農業の要件が国際水準に変更になったことに伴い、現地確認が原則必須となったことから、市町村の判断によって農業者同士での現地確認を認める手法のこと

(参考) 環境保全型農業直接支払交付金 最終評価結果

○「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会」において、第2期最終評価を取りまとめた。（令和6年8月30日公表）

地球温暖化防止効果の評価

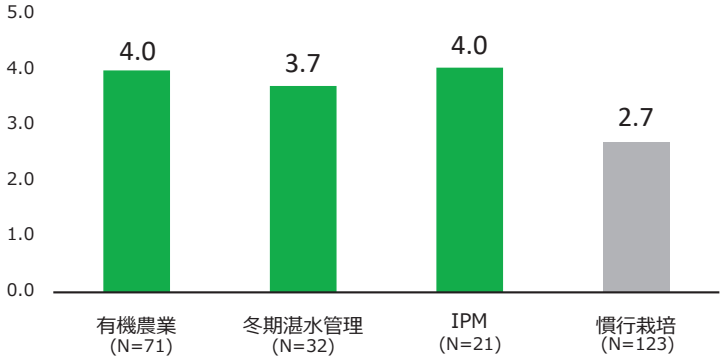
対象取組の種類		調査件数	単位当たり 温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /ha/年)	令和5年度 実施面積 (ha)	温室効果ガス 削減量 (tCO ₂ /年)
全国 共通 取組	有機農業	237	1.04	13,589	14,133
	堆肥の施用	182	2.42	22,320	54,014
	カバークロップ	167	2.14	15,738	33,679
	リビングマルチ	19	1.45	3,786	5,490
	草生栽培	15	1.22	48	59
	不耕起播種	7	1.80	136	245
	長期中干し	21	3.33	3,444	11,453
	秋耕	22	8.99	1,518	13,640
地域 特認 取組	敷草用半自然草地の育成 管理	1	1.33	1	2
	交信攪乱剤＋雑草草生栽 培	3	2.52	46	116
	炭の投入	19	1.31	316	414
	緩効性＋省耕起	3	緩効性 0.5 省耕起 0.19	14	7 1
	緩効性＋長期中干し	6	1.26	4,935	6,218
	IPM＋長期中干し	14	1.53	6,486	9,947
	IPM＋秋耕	25	6.87	3,003	20,631

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計は一致しません。
※「長期中干し」及び「秋耕」の取組は、地域ごとの削減量を面積で割り戻した値です。

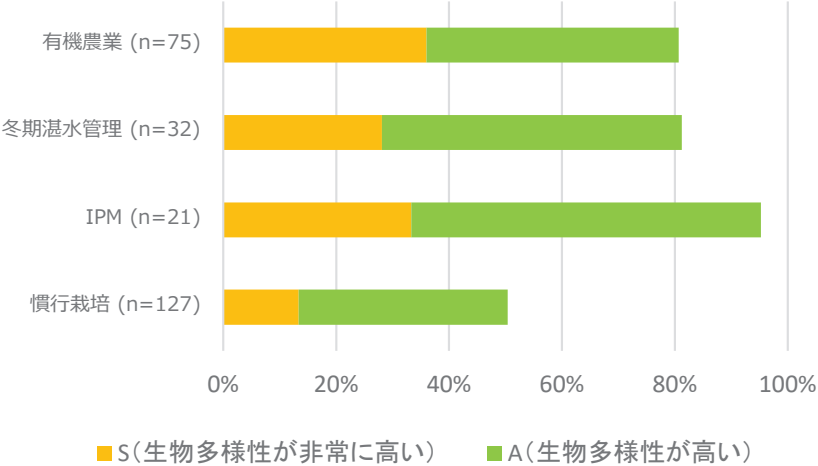
計 170,048
tCO₂/年

生物多様性保全効果の評価

●指標生物スコア



●指標生物スコアに基づく生物多様性総合評価



※「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」（農研機構）を用いて、指標生物の現地調査を実施。

論点

環境保全型農業直接支払交付金

1. 短期アウトカムについて、環境負荷の低減と生産性を両立する観点から、本事業が農業経営にもたらす効果など、農業者目線の指標を新たに加えることはできないか。
2. 令和9年度の見直しに向け、掛かり増し経費が発生しやすく単収も低い不安定な初期段階の農業者の支援を充実させたり、経営が安定したら支援から卒業してもらうなど、支援の在り方について検討を深めることはできないか。